

各 課 等 の 長 様

総 務 部 長

令和4年度予算編成方針（依命通知）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受け、本市においても、市民生活支援や地域経済対策等の各事業について、随時、補正予算等で対応した結果、一般会計の歳出総額は5百億円を超える過去に例を見ない決算規模となった。幸いにして税収が好調であったことや減収補てん債の活用により、令和2年度決算の修正実質単年度収支は黒字となったものの、今年度においても、全国的に緊急事態宣言等が発令され、米沢上杉まつりも2年連続で中止になるなど、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響は拡大の様相を見せている。

また、本年2月に作成した財政見通しでは、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減少のほか、統合中学校整備を始めとする大規模事業等の実施に加え、旧庁舎解体費や新病院建設事業の医療機器整備に係る返済期間の短い市債の返済等により、今後は財源不足が続くと見込んでいる。更に、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今後も市民生活支援や地域経済対策等に要する経費の増加や更なる市税の減少も考えられ、財源不足が拡大していくことが懸念される状況である。

このような中、令和4年度は「米沢市まちづくり総合計画」第4期実施計画の初年度であり、更に本市が「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、実施計画に掲げた施策とともにSDGsの取り組みを着実に推進し実現していく重要な年となる。その上で、今後も中長期的に健全で持続可能な財政を維持するためには、既存事業の廃止を含めた抜本的な見直しに着手し、これまで以上の歳出削減と財源確保を図る必要がある。

これらの状況を職員一人ひとりがしっかりと認識した上で、事業の目的や効果等を厳しく見極め、無駄を徹底して排除する意識を持ち、その上で施策の優先順位を洗い直し、柔軟な思考と創意工夫をもって、令和4年度の予算編成に当たるよう命により通知する。

令和４年度予算編成要領

１ 基本方針

（１）新型コロナウイルス感染症対策への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、市民の安全安心、市民生活及び地域経済を守り抜くことを引き続き最優先とし、感染防止対策や経済対策、市民生活の支援については、財源の確保や事業効果、必要性等を十分に検証した上で、真に必要と認められるものに限り要求を認める。感染症対策として直接的な関わりが薄い事業や、感染症対策として始めた事業がその後も恒常的に続くことのないよう終期を見定め、安易に要求することは厳に慎み、既存事業に類似の事業等がある場合は、それらの見直しを含め、整理した上で要求すること。また、厳しい財政状況を踏まえ、事業の廃止または先送りなどによる財源確保を必ず検討すること。

（２）第４期実施計画登載事業の推進

「米沢市まちづくり総合計画」に掲げる本市の将来像を実現するため、第４期実施計画登載事業については、仮査定結果に付された条件を踏まえ、再度内容の精査を行った上で予算要求すること。実施しないとされた事業の復活要求は認めない。また、実施計画要求後の状況の変化等により、重要施策に相当の効果が期待される新規事業を要求したい場合は、実施計画への登載を政策企画課と調整した上で予算要求を認める。

なお、実施計画登載事業にあっても、新型コロナウイルス感染症対策経費の財源確保の観点等から、事業の先送りや縮小・廃止を含めた検討を行った上で要求すること。

（３）SDGsの達成に向けた取組の推進

SDGsの推進に向けた事業の実施については、関係する団体や機関等と連携して、具体的かつ効果的な取組を行うこと。

（４）行財政改革の取組の強化

中長期的に健全で持続可能な財政を維持するため、「米沢市財政健全化計画」に掲げていた施策は継続して実施するとともに、新たな歳入の確保に加え、既存事業の見直しをさらに進めること。なお、令和４年度は枠配分（マイナスシーリング）の設定を行わないが、効率的・効果的な事業の展開を十分に検討し、施策・制度の抜本的見直しや優先順位による事業の取捨選択を積極的に行った上で、適正な予算要求を行うこと。見直しに当たっては、職員の人件費も事業コストとして考慮し、初期の目的を達成した事業や費用対効果が少ない事業は、廃止を前提に検討すること。

2 重点事項

（１）議会等からの提案や意見への対応

議会からの意見、要望については、財政課が取りまとめて庁内の情報共有を図っているが、それに加え、市民等からの意見、要望についても内容を適切に把握した上で対応を検討し、新たに予算措置が必要な場合は、適正な予算要求を行うこと。

（２）予算見積りの精度向上

予算見積りに当たっては、過去の実績や制度改正、対象者数の増減などを的確に把握して論理的に積算すること。特に、多額の不用額が生じている事業は、不用額が生じた要因を分析し、本年度の執行状況や決算見込みを考慮した上で、予算要求を行うこと。また、増減理由（要求理由）は論理的かつ合理的に説明し、要求書や資料には必ず記載のこと。理由等説明のない要求は認めない。

（３）先進事例の活用

他自治体の先進事例を幅広く研究し、クラウドファンディングやネーミングライツの導入、広告収入の拡大、遊休資産の売却活用、デジタル化等の新たな施策に積極的に取り組み、将来的な財源の確保と事業の効率化を図ること。そのために必要な経費については、優先的に予算計上する。

（４）財源の確保

執行段階で補助金等が確保できないといったことがないように、国や県、その他の補助制度の内容を詳細に確認した上で予算要求を行うこと。また、各自治体に共通の課題であり、補助制度の構築が必要と考えるものについては、国や県に対し制度設立の要望を行うなど、財源の確保に努めること。さらに、超過負担が発生しないよう、予算総額の確保をはじめ、実施単価と補助基準単価との乖離是正等を国や県に働きかけること。

（５）施設の安全かつ適切な維持管理

施設の点検結果等により市民の生命や安全に関わる瑕疵が発見された場合は、その緊急性を勘案して適切に予算要求するとともに、特に緊急性が高い場合は、年度内の予算措置を含めて速やかに財政課と協議すること。なお、公共施設の大規模改修については、個別施設計画または実施計画への登載事業を除き原則として予算要求を認めない。

（６）通年予算としての当初予算

年間の需要額を適切に見込んだ通年額として予算要求を行うこと。年度中途の補正は、制度改正に伴うものや災害対応等の緊急を要するもの、真にやむを得ないもの以外は要求を認めない。

3 今後のスケジュール

予算編成方針通知	10 月 12 日（火）
各課等予算要求書提出期限	11 月 12 日（金）
各課等第 1 次内示	12 月 1 日（水）～ 随時
財政課長査定	12 月 13 日（月）～ 12 月 24 日（金）
総務部長査定	1 月 7 日（金）～ 1 月 13 日（木）
市長査定	1 月 18 日（火）～ 1 月 21 日（金）
議会内示（新年度予算説明）	2 月 7 日（月）

※ 上記は予定であり、決まり次第別途連絡するものとする。また、特に総務部長査定以降において、日程調整がスムーズに行われるよう、部課長が揃う日を予め調整しておくこと。